

共同企業体参加資格申請について

岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務に係る共同企業体としての参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法については、次のとおりとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務
- (2) 業務内容 別添「岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務委託要求仕様書」に基づく業務

2 申請の方法

令和7年10月1日から令和7年11月14日まで（土・日及び祝日を除く。）申請を受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「共同企業体参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、令和7年10月1日から岩手県医療局医事企画課において共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に様式1 共同企業体構成員及び岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務共同企業体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写し及び申請書に示す財務諸表を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同企業体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、「岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務委託公募型プロポーザル実施要領」の3の（5）による。

(2) 業務形態

構成員の分担分野が、業務の内容により、岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が、「岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務共同企業体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「共同企業体参加資格認定通知書」による通知する。

6 資格の有効期間

5の共同企業体としての資格の有効期限は、共同企業体としての資格の認定の日から当該業務が完了するまでとする。

7 その他

当該業務に係る特定手続きに参加するためには、企画提案書の提出において、共同企業体としての資格に認定を受けていなければならない。